九　保険業法の一部改正関係

1　資産運用規制の見直し

㈠　生命保険会社に対し運用実績連動型保険契約に関する運用報告書の交付を義務付けることとした。（第一〇〇条の五関係）

㈡　生命保険会社の運用実績連動型保険契約に関する運用報告書の虚偽記載等に対する法定刑を、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）とすることとした。（第三一五条及び第三二一条関係）

㈢　生命保険会社が運用実績連動型保険契約の締結等に関し虚偽のことを告げる行為に対する法定刑を、一年以下の懲役若しくは一〇〇万円以下の罰金又はこれの併科から、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）に引き上げることとした。（第三一五条関係）

㈣　保険金信託業務を行う生命保険会社が信託の引受けに関し委託者に虚偽のことを告げる行為に対する法定刑を、一年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科から、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）に引き上げることとした。（第三一五条関係）

㈤　保険金信託業務を行う生命保険会社が作成する信託財産状況報告書の虚偽記載等に対する法定刑を、六月以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金又はこれの併科から、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）に引き上げる（管理型信託に係るものを除く）（第三一五条関係）

2　保険契約者保護機構の業務の範囲に、預金保険法に規定する特別監視代行者及び機構代理の業務並びに破産法の規定により選任される破産管財人等の業務を追加することとした。（第二六五条の二八第一項関係）

3　その他

銀行法の銀行の監査役等の適格性、業務の再委託先等に対する報告徴求等、銀行に対する会計監査人の解任命令に係る改正等に準じて、所要の規定の整備を行うこととした。（第八条の二、第一〇六条、第一〇七条、第一二八条、第一三三条、第二〇〇条、第二〇一条、第二二六条、第二七一条の二二、第二七一条の二七、第二七二条の二二及び第二七二条の四〇関係）

一〇　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正関係

外国銀行支店、銀行持株会社、金融商品取引業者、指定親会社、保険持株会社等についても、監督庁による更生手続開始等の申立て等をすることができることとした。（第二条、第三七七条、第四四六条、第四四九条～四五三条及び第四九〇条関係）

一一　社債、株式等の振替に関する法律の一部改正関係

1　投資信託の併合に関する規定の整備

投資信託の併合に関する振替口座簿の記載又は記録手続に係る規定を整備することとした。（第一二一条、第一二一条の三及び第一二一条の四関係）

2　新投資口予約権の振替手続に関する規定の整備

新投資口予約権の振替手続について、所要の規定を整備することとした。（第二条及び第二四七条の二～第二四七条の四関係）

一二　金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正関係

優先出資の消却を行うため、資本準備金等の額を減少して、剰余金の額を増加することができることとしたほか、所要の規定の整備を行うこととした。（第八条の二及び第八条の三等関係）

一三　信託業法の一部改正関係

資産運用規制の見直し

㈠　内閣府令で定める信託財産に係る信託財産状況報告書の交付頻度を、信託財産の計算期間ごとから内閣府令で定める期間ごとに引き上げることとした。（第二七条関係）

㈡　信託会社が信託の引受けに関し委託者に虚偽のことを告げる行為に対する法定刑を、一年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課二億円以下の罰金）から、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課三億円以下の罰金）に引き上げる（管理型信託に係るものを除く）（第九一条及び第九八条関係）

㈢　信託会社が作成する信託財産状況報告書の虚偽記載等に対する法定刑を、六月以下の懲役若しくは五〇万円以下の罰金又はこれの併科から、三年以下の懲役若しくは三〇〇万円以下の罰金又はこれの併科（法人重課二億円以下の罰金）に引き上げる（第九一条及び第九三条関係）

一四　保険業法等の一部を改正する法律の一部改正関係

保険業法の資産運用規制の見直し等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（附則第四条関係）

一五　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（法律第四六号）（厚生労働省）

1　用語の意義

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいうものとすることとした。（第二条関係）

2　障害者に対する差別の禁止

㈠　事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者に対して、障害者でない者と均等な機会を与えなければならないこととした。（第三四条関係）

㈡　事業主は、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、労働者が障害者であることを理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならないこととした。（第三五条関係）

3　障害者に対する差別の禁止に関する指針の策定

厚生労働大臣は、2に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針を定めることとした。（第三六条第一項関係）

4　雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等を図るための措置

㈠　事業主は、労働者の募集及び採用について、障害者と障害者でない者との均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するため、労働者の募集及び採用に当たり障害者からの申出により当該障害者の障害の特性に配慮した必要な措置を講じなければならないこととした。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでないこととした。（第三六条の二関係）

㈡　事業主は、障害者である労働者について、障害者でない労働者との均等な待遇の確保又は障害者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するため、その雇用する障害者である労働者の障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければならないこととした。ただし、事業主に対して過重な負担を及ぼすこととなるときは、この限りでないこととした。（第三六条の三関係）

㈢　事業主は、㈠及び㈡の措置を講ずるに当たっては、障害者の意向を十分に尊重しなければならないこととした。（第三六条の四第一項関係）

㈣　事業主は、㈡の措置に関し、その雇用する障害者である労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととした。（第三六条の四第二項関係）

5　雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会の確保等に関する指針の策定

厚生労働大臣は、4の事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることとした。（第三六条の五第一項関係）